

添付法令資料 4 :

ルピア金利のデリバティブ取引に関する 2018 年 11 月 9 日付  
インドネシア中央銀行規則 No.20/13/PBI/2018 (目次)  
同月 14 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	ルピア金利のデリバティブ取引
第 1 節	ルピア金利のデリバティブ取引の範囲 (第 2 条)
第 2 節	実施者 (第 3 条)
第 3 節	ルピア金利デリバティブ取引契約 (第 4 条)
第 4 節	市場慣行 (第 5 条)
第 5 節	インドネシア翌日物平均金利及びジャカルタ銀行間取引金利 (第 6 条)
第 6 節	額面価値及び期間 (第 7 条)
第 7 節	ルピア金利のデリバティブ取引のニーズ分析 (第 8 条ないし第 11 条)
第 3 章	ルピア金利のデリバティブ取引の決済 (第 12 条)
第 4 章	プルデンシャル原則及びリスク管理 (第 13 条及び第 14 条)
第 5 章	ルピア金利のデリバティブ取引のインフラストラクチャー (第 15 条)
第 6 章	報告 (第 16 条)
第 7 章	監督 (第 17 条)
第 8 章	行政制裁 (第 18 条ないし第 20 条)
第 9 章	雑則 (第 21 条)
第 10 章	経過規定 (第 22 条)
第 11 章	終則 (第 23 条)